鹿児島県公報

平成26年11月7日(金)第3058号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

(森づくり推進課取扱い) 1

(森づくり推進課取扱い) 2

(障害福祉課取扱い) 2

(障害福祉課取扱い) 3

(砂防課取扱い) 4

(砂防課取扱い) 5

ページ

○保安林の指定

示 告

- ○保安林の指定予定
- ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定
- 医療機関の指定(2件)
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 (障害福祉課取扱い) 2
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
- 医療機関の変更事項の届出
- ○土砂災害警戒区域の指定
- ○土砂災害特別警戒区域の指定
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(3件)
 - (鹿児島地域振興局取扱い) 6
 - (大隅地域振興局取扱い) 6
 - (大島支庁取扱い) 6

公 告

○開発行為に関する工事の完了公告

(建築課取扱い) 7

- 選挙管理委員会告示
- ○政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表の一部訂正
- (選挙管理委員会取扱い) 7

正

○鹿児島県公報第2688号の19(平成23年3月29日付け)の一部訂正(※)(人事課取扱い)7

鹿児島県告示第1053号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として 指定する。

平成26年11月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
 - 鹿児島市西佐多町2926番1, 2926番3
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児 島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1054号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成26年11月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 肝属郡錦江町神川字出水塚6558番1,6558番2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1055号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の 交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成26年11月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院	完又は診療所	担当する診療科	指定年月
区間の八名	名 称	所 在 地	目	日
山根 一郎	瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁	小児科	平成26年
		屋字トンキャン原		10月29日
		1358 - 1		
黒岩 宣宏	青雲会病院	姶良市西餅田3011番	眼科	平成26年
		地		10月29日

鹿児島県告示第1056号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年11月7日

伊藤祐一郎 鹿児島県知事

	7-27-1-4		D /4-4- 11-
病院又は	は診療所	指定年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
りんどう心のクリニック	垂水市南松原町58	平成26年	精神通院医療
		11月1日	

鹿児島県告示第1057号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年11月7日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎

薬	局	指定年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
カゴシマ薬局玉江店	鹿児島市下伊敷一丁目5番10	平成26年	精神通院医療
	号片岡ビル1F	11月1日	
サニー薬局	鹿児島市吉野町3073-146	平成26年	精神通院医療
		11月1日	
スマイル薬局姶良店	姶良市松原町2-20-5	平成26年	精神通院医療
		11月1日	
わかば薬局	西之表市西之表7186-1	平成26年	精神通院医療
		11月1日	

鹿児島県告示第1058号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年11月7日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎

病院又に	更新年月	自立支援医療	
名 称	所 在 地	日	の種類
まつだこどもクリニック	鹿屋市西原二丁目35番3号	平成26年	精神通院医療
		11月1日	

鹿児島県告示第1059号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年11月7日

田田油	鳥県知事	F /#	藤祐一日	ή Γ
	島県知ら	B- 1∓7	膝 / 一	317

	767270	ハハドチ	D 134 1/1 NB
薬	局	更新年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
いるか薬局	鹿児島市吉野町5134番1	平成26年	精神通院医療
		11月1日	
株式会社キク薬舗キク薬局い	鹿児島市呉服町6-6	平成26年	精神通院医療
づろ店		11月1日	
あさみ調剤薬局	日置市日吉町日置390-1	平成26年	精神通院医療
		11月1日	
有限会社ぎんざ薬局求名店	薩摩郡さつま町求名2609番地	平成26年	精神通院医療
	1	11月1日	
マイティ薬局	鹿屋市西原二丁目35番5-1	平成26年	精神通院医療
	号	11月1日	
元気薬局	熊毛郡南種子町中之上1700番	平成26年	精神通院医療
	157	11月1日	
チューリップ調剤薬局	奄美市名瀬長浜町4-3	平成26年	精神通院医療
		11月1日	

鹿児島県告示第1060号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成26年11月7日

	/ 	
鹿児島県知事	伊藤祐一郎	

医療機関の名称及び主た	事業所の名称及び所	亦再市市	変更	内 容	自立支援医
る事務所の所在地	在地	変更事項	変更前	変更後	療の種類
医療法人常清会	訪問看護ステーショ	事業所の所	鹿児島市紫原	鹿児島市上荒	精神通院医
鹿児島市南新町1-29	ンおおぞら	在地	4 - 4 - 2	田町44-23	療
	鹿児島市上荒田町44			202	
	-23 202				

鹿児島県告示第1061号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

平成26年11月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

		鹿児島県知事 伊藤祐一郎
土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・當原1, 急・金久田1, 急・小廣1, 急・大又1, 急
		・板引1,急・川道1,急・前田1,急・神ノ子1,急・
		マキ1,急・神ノ子2,急・神ノ子3,急・神ノ子4,急
		・中野1,急・宮久田亦1,急・大亦1,急・大道1,急
		・大道2, 急・竹作1, 急・長亦1, 急・槢木田1, 急・
		七重廻シ1, 急・七重廻シ2, 急・竹作2, 急・崎原小亦
		1, 急・マガリ 1 , 急・矢崎 1 , 急・タラマシ 1 , 急・矢
		崎 2 , 急・矢崎 3 , 急・鯨浜大亦 1 , 急・テンシ 1 , 急・
		板引 2 ,急・板引 3 ,急・浦 1 ,急・折立 1 ,急・里サヲ
		ズ1,急・宮田1,急・西之亦1及び急・田畑1
	大和村	急・グスコ1,急・深山塔1,急・永田1,急・榮松1,
		急・山倉1, 急・東山田1, 急・高辻1, 急・小半1, 急
	I to town	・穴張1及び急・戸円崎1
	龍郷町	急・上南京1,急・上川原1,急・松元原1,急・大作原
		1, 急・弓城1, 急・福地原1, 急・フレ原1, 急・小亦
		原1, 急・前平原1, 急・竹作1, 急・ハサマ1, 急・長
		道1,急・内袋1,急・内袋2,急・池野1,急・池野2
1 >	- 	及び急・池野3
土石流	奄美市	土・當原 1 , 土・當原 2 , 土・スタケタ 1 , 土・板引 1 ,
		土・大又1, 土・金久田1, 土・溜池ノ又1, 土・神ノ子
		1, 土・神ノ子2, 土・神ノ子3, 土・宮久田亦1, 土・
		宮久田亦2, 土・宮久田亦3, 土・宮久田亦4, 土・大亦
		1, 土・大亦2, 土・九東田1, 土・七重廻シ1, 土・上
		七重廻シ1,土・宮久田亦5,土・竹作1,土・神ノ子4,
		土・フンニャト1,土・フンニャト2,土・フンニャト3,
		土・打田原袋1, 土・タラマシ1, 土・矢崎1, 土・鯨浜
		大亦1, 土・テンシ1, 土・タラマシ2, 土・鯨浜大亦2,
		土・テンシ2,土・板引2,土・板引3,土・ナゴマタ1,
		土・ウバンマタ1,土・ウバンマタ2,土・宮田1,土・
	- - + ∓n ++	宮田2及び土・人廻シ田1
	大和村	土・永田1, 土・永田2, 土・永田3, 土・樋川1, 土・
		滝ノ川1,土・松崎1,土・榮松1,土・山倉1,土・高

	辻1, 土・小半1, 土・穴張1, 土・仲ン塔1, 土・戸円
	崎1, 土・白濱1及び土・榮松2
龍郷町	土・半川平1,土・中福地1,土・ヤン川1,土・玉ノ浦
	原1, 土・大作1, 土・中切原1, 土・松元原1, 土・前
	平原1, 土・竹作1, 土・山田1, 土・下山田1, 土・大
	里1, 土・水ノ浦1, 土・水ノ浦2, 土・内袋1, 土・内
	袋2, 土・池野1及び土・池野2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1062号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年11月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

		鹿児島県知事 伊藤祐一郎
土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・當原1,急・金久田1,急・小廣1,急・大又1,急
		・板引1,急・川道1,急・前田1,急・神ノ子1,急・
		マキ1, 急・神ノ子2, 急・神ノ子3, 急・神ノ子4, 急
		・中野1, 急・宮久田亦1, 急・大亦1, 急・大道1, 急
		・大道2, 急・竹作1, 急・長亦1, 急・槢木田1, 急・
		七重廻シ1,急・七重廻シ2,急・竹作2,急・崎原小亦
		1, 急・マガリ1, 急・矢崎1, 急・タラマシ1, 急・矢
		崎2,急・矢崎3,急・鯨浜大亦1,急・テンシ1,急・
		板引2,急・板引3,急・浦1,急・折立1,急・里サヲ
		ズ1, 急・宮田1, 急・西之亦1及び急・田畑1
	大和村	急・グスコ1,急・深山塔1,急・永田1,急・榮松1,
		急・山倉1, 急・東山田1, 急・高辻1, 急・小半1, 急
		・穴張1及び急・戸円崎1
	龍郷町	急・上南京1, 急・上川原1, 急・松元原1, 急・大作原
		1, 急・弓城1, 急・福地原1, 急・フレ原1, 急・小亦
		原1,急・前平原1,急・竹作1,急・ハサマ1,急・長
		道1,急・内袋1,急・内袋2,急・池野1,急・池野2
		及び急・池野3
土石流	奄美市	土・當原1、土・當原2、土・板引1、土・大又1、土・
		金久田1, 土・神ノ子1, 土・神ノ子2, 土・神ノ子3,
		土・宮久田亦1、土・宮久田亦2、土・宮久田亦3、土・
		宮久田亦4,土・大亦1,土・大亦2,土・九東田1,土
		・七重廻シ1,土・上七重廻シ1,土・宮久田亦5,土・
		竹作1, 土・神ノ子4, 土・フンニャト1, 土・フンニャ
		ト2, 土・フンニャト3, 土・タラマシ1, 土・矢崎1,
		土・鯨浜大亦1,土・テンシ1,土・タラマシ2,土・鯨
		浜大亦2, 土・テンシ2, 土・板引2, 土・板引3, 土・
		ナゴマタ1, 土・ウバンマタ2, 土・宮田1, 土・宮田2
		及び土・人廻シ田1
	大和村	土・永田1,土・永田2,土・永田3,土・樋川1,土・

	滝ノ川1,土・松崎1,土・榮松1,土・山倉1,土・小半1,土・穴張1,土・仲ン塔1,土・戸円崎1,土・白濱1及び土・榮松2
龍郷町	土・半川平1, 土・中福地1, 土・玉ノ浦原1, 土・大作 1, 土・中切原1, 土・松元原1, 土・前平原1, 土・竹
	作1, 土・山田1, 土・下山田1, 土・大里1, 土・水ノ 浦1, 土・水ノ浦2及び土・池野2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島地域振興局告示第22号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年11月7日

鹿児島地域振興局長	桑水流力郎
	** / * /

事業所		申請者			松克左口	障害児通
名称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
石 你	別 生 地	名	所在地	名	日	種類
指定障害児通所	鹿児島市中山町	特定非営利活動	鹿児島市与次郎	福田 昭次	平成26年	児童発達
支援事業所のび	832番地 1	法人サポートハ	二丁目4番35号		10月1日	支援・放
のびパレット		ウス21	KSC鴨池ビル			課後等デ
			3 F			イサービ
						ス
発達支援センタ	鹿児島市紫原四	株式会社テトラ	鹿児島市桜ヶ丘	諏訪 洋一	平成26年	児童発達
ーテトラ	丁目4番2号フ		六丁目43番地2		10月1日	支援
	ューチャーヴィ					
	レッジ風と光1					
	F					

大隅地域振興局告示第12号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年11月7日

大隅地域振興局長 三角浩一

事 業 所		申 請 者			松克左口	障害児通
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	所 支 援 の 種 類
こども発達相談 センターにじい ろ	鹿屋市上谷町 2 番26号	特定非営利活動法人にじ	鹿屋市寿四丁目 4番57号	有嶋 律子	平成26年10月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ
通所支援事業所ココペリの森	鹿屋市笠之原町 46番23号	株式会社ココペリ	鹿屋市笠之原町 46番23号	松井 和行	平成26年 10月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

大島支庁告示第21号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年11月7日

大島支庁長 本重人

	事 業 所		申 請 者			北 安 左 日	障害児通	
	by 4	E/m	=c +: uh	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
	名	陈	所 在 地	名 称	所在地	名	I	種類
	しえすた・	へと	大島郡天城町天	社会福祉法人南	大島郡天城町瀬	吉留 康貴	平成26年	保育所等
L	の塾		城541-1	恵会	滝1006-1		10月1日	訪問支援

告 公

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関 する工事は, 完了した。

平成26年11月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 霧島市溝辺町麓字松ヶ迫876番4、876番20及び878番1
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市溝辺町麓876番地15

錦灘酒造株式会社

代表取締役 山元紀子

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関す る報告書について、自由民主党鹿児島県第四選挙区支部から訂正の報告があったので、政治団 体の収支に関する報告書の要旨の公表(平成25年11月29日鹿児島県選挙管理委員会告示第45号) の一部を次のとおり訂正する。

平成26年11月7日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

(平成24年分) 「政党(政党の支部)] の部政治団体の名称(自由民主党鹿児島県第四選挙 区支部) のうち2中

「[寄附の内訳]

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金額)

(住所)

を

に改め

鹿児島県たばこ耕作組合

200,000円

鹿児島市

「[寄附の内訳]

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金額)

(住所)

全国たばこ耕作者政治連盟鹿児島県支部

200,000円

鹿児島市

る。

正

平成23年3月29日付け鹿児島県公報第2688号の19中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正	
5	上から19行目	未満 以上	以上「未満」	